

一般社団法人 とくしま健康サポートを「くるみん」認定！

徳島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（通称：「くるみん認定」）企業として、一般社団法人 とくしま健康サポートを令和3年6月16日付けで認定しました。



認定マーク
「くるみん」

取組の概要	
企業名	一般社団法人 とくしま健康サポート
所在地	徳島市
業種	卸売業, 小売業
労働者数	26人(男性6人、女性20人)
計画期間	平成30年1月1日～令和3年3月31日
行動計画の目標	<p>【目標①】 計画期間内に、育児休業等の取得率を、女性は90%以上にするとともに、男性も育児休業を取得しやすいように、男性の育児休業制度に関するパンフレットを作成し配布する。</p> <p>【目標②】 職員の働き方のニーズ(満足度)調査を行う。</p> <p>【目標③】 小学校入学前までの子を育てる職員が希望する場合に利用できる独自の支援制度を導入する。</p>
目標に対する取組結果	<p>【目標①】 計画期間内に、育児休業取得の女性は100%であり、男性も育児休業を取得できることを知らせるパンフレットを作成し配布した。</p> <p>【目標②】 職場・仕事満足度アンケートを実施した。</p> <p>【目標③】 3歳以上、小学校入学前までの子を育てる職員が希望する場合に利用できる所定労働時間の短縮等の規則を新設した。</p>
その他主な認定基準達成状況	<p>○男性の育児休業取得状況(認定基準5) 計画期間内に、1歳以上の子の看護休暇を取得した男性労働者がいる(1名)。 ≪労働者が300人以下の一般事業主の特例の①に該当≫ ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること。 (1歳に満たない子のために利用した場合を除く)</p> <p>○女性の育児休業取得状況(認定基準6) 計画期間において、女性職員の育児休業等取得率が100%である。</p> <p>○小学校就学前の子を育てる労働者のための措置(認定基準7) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が利用できる「所定労働時間の短縮措置」(育児短時間勤務)を講じている。</p> <p>○働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備(認定基準9) ・年次有給休暇の取得の促進のための措置 毎月1日取得を目標とすることを管理者へ周知し、実施状況を毎月確認している。 (令和2年6月26日目標策定、令和2年7月より実施済)</p>